

第2節 電気通信事業政策の展開

1 電気通信事業政策の展開

1 世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けた取組

ア 世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けた取組

ICTは、我が国の経済・社会活動の重要な基盤としての役割を有しており、ICTの普及・発展に伴い、生産性の向上や新たな事業の創出等をもたらすあらゆる産業の基盤として、また、国民生活における不可欠な基盤として、その役割はますます増大している。このような状況の中、「日本再興戦略」（平成25年6月閣議決定）では、「世界最高水準のIT社会の実現」のための世界最高レベルの通信インフラの整備が掲げられており、その実現のために必要な制度見直し等の方向性について、平成26年中に結論を得るとされた。

これらを踏まえ、総務省は、「2020年代に向けた情報通信政策の在り方―世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けて―」について、平成26年2月に情報通信審議会に諮問し、「2020-ICT基盤政策特別部会」が設置された。

情報通信審議会では、世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展による経済活性化・国民生活の向上の実現に向け、2020年代に向けたICTの役割やその動向を踏まえ、2020年代の我が国にふさわしいICT基盤の姿を明らかにした上で、ICT基盤を担う電気通信事業の在り方について個別具体的な検討が行われ、平成26年12月、総務省は、情報通信審議会から答申を受けた（図表8-2-1-1）。

図表8-2-1-1 情報通信審議会答申「2020年代に向けた情報通信政策の在り方」概要

ICT基盤の利活用による新事業・新サービスの創出
<ul style="list-style-type: none"> ○ 異業種との連携に係る支配的事業者規制の見直しによるイノベーション促進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 移動通信市場における禁止行為規制を緩和し、異業種との連携を促進 ○ 光ファイバ基盤の利活用推進によるイノベーション促進 <ul style="list-style-type: none"> ・ NTT東西が提供予定の光アクセス回線の卸売サービス（「サービス卸」）について、公正競争を確保しつつ利活用を推進
公正競争の徹底を通じた世界最高水準のICT環境の実現
<ul style="list-style-type: none"> ○ 主要事業者のグループ化・寡占化の進展に対応した競争政策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 電波政策との連携を図りつつ、グループ化（合併、株式取得等）に関する規律の導入、非対称規制へのグループ概念の導入等により、公正競争を徹底 ○ 移動通信サービスに関する競争の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 移動通信ネットワークのアンバンドル促進、SIMロック解除の推進、多様な料金プランの促進等により、移動通信サービスの競争を促進 ○ 超高速ブロードバンド基盤に関する競争の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 加入光ファイバに係る接続制度の在り方について専門的な知見に基づく検討に着手する等、超高速ブロードバンド基盤の競争を促進
便利で安心して利用できるICT環境の整備
<ul style="list-style-type: none"> ○ 消費者保護ルールの見直し・充実による安心してICTを利用できる環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 適合性の原則を踏まえた説明の制度化、初期契約解除ルールの導入、代理店監督の制度化等、消費者保護ルールを見直し・充実 ○ ICT基盤の整備推進による地方の創生 <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金の活用による未整備地域の解消を推進するとともに、その解消状況等を踏まえユニバーサルサービス制度の見直しを検討 ○ 訪日外国人にとっても利用しやすいICT環境の実現 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「ISAQ² JAPAN Project」の推進により、訪日外国人のICT利用環境を整備
適切な行政運営の確保等
<ul style="list-style-type: none"> ○ 適切な行政運営の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的な指針を定め、市場動向の分析・検証や業務の適正性等のチェックを行うことにより、予見性・透明性ある行政運営サイクルを確立 ○ 本検討のフォローアップ <ul style="list-style-type: none"> ・ 本検討について、市場の環境変化等を踏まえ、検証を実施

この情報通信審議会答申等を踏まえ、総務省は、2020年代に向けて、我が国の世界最高水準のICT基盤を更に普及・発展させ、経済活性化・国民生活の向上を実現するため、平成27年4月、電気通信事業法等の一部を改正する法律案を国会に提出し、同年5月に成立した。（第1章第1節「政策フォーカス：電気通信事業法等の一部を改正する法律」参照）

また、総務省では、高速のブロードバンド環境の整備・確保を図るため、民間事業者による整備が見込まれない離島・過疎等の条件不利地域において、市町村等が基盤整備を実施する際、事業費の一部を支援している。

イ モバイルサービスの推進

現在、スマートフォンなど携帯電話は国民生活に必要な不可欠なサービスとなるまでに普及しているが、今後、スマートフォンのみならず、ウェアラブル端末、M2M、IoTなど、モバイルは経済社会活動全体に広く浸透していくものと考えられる。

このような状況を踏まえ、利用者が、「もっと自由に、もっと身近で、もっと速く、もっと便利に」モバイルを利用できる環境を整備するため、総務省は、平成26年10月に「モバイル創生プラン」を取りまとめ公表し

た。同プランのアクションプランにおいて、(1) 自由に選べるモバイルの推進 (SIMロックの解除等)、(2) 安くて安心して使えるモバイルの推進 (MVNOの普及促進、青少年等が安心して利用可能な環境整備)、(3) モバイルの更なる高速化 (4G割当て)、(4) 新たなモバイルサービスの創出 (事業者に対する規制の見直し) を掲げ、モバイル分野の活性化に取り組んでいる。

特に、同プランを踏まえ、スマートフォン等に設定されているSIMロックの解除について、総務省は、平成26年12月に「SIMロック解除に関するガイドライン」を改正し、本年5月以降新たに販売される端末については、事業者は原則無料でSIMロック解除に応じることとしている。これにより、端末を買い換えずにMVNOを含め他の通信事業者の通信サービスに乗り換えることが可能となり、サービス本意の競争を通じて、料金の低廉化や多様化につながると考えられる。また、海外渡航時、現地の携帯電話事業者のSIMを使用しようとする際、SIMロックがかかっているため、現地の携帯電話事業者のSIMカードを差しても通信できないといった問題の解消につながることも期待される。

また、2019年ラグビーワールドカップの日本開催、2020年オリンピック・パラリンピックの東京開催に向けて、世界各国との人的交流が活発になり、我が国と海外を往来する旅行者等の数は年々増加する傾向にある。渡航先での滞在期間が短い旅行者等にとっては、渡航先で自国で使用しているモバイル端末を電話番号等を変えずにそのまま利用できる「国際ローミングサービス」に対するニーズは高く、人的交流を一層促進するためには国際ローミング料金の低廉化が重要である。

このため、オーストラリア、シンガポール、タイ及びマレーシア政府との間で、国際ローミングの事業者間精算金を引き下げるための原則及び方策について協議を行っている。また、APEC等の多国間協議においてもこうした原則及び方策について合意形成すべく協力することについて合意したところである。

ウ 光回線の利用向上

総務省は、前述の情報通信審議会答申を踏まえ、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社のFTTHアクセスサービス等の卸電気通信役務の提供に関して、卸提供事業者、卸先事業者及び卸先契約代理業者の行う行為について、現行の電気通信事業法の適用関係を明確化することを目的に、電気通信事業法の業務改善命令等の対象となり得る行為を整理・類型化する「NTT東西のFTTHアクセスサービス等の卸電気通信役務に係る電気通信事業法の適用に関するガイドライン」を平成27年2月に策定した。

エ 電気通信事業分野における競争状況の評価

総務省では、複雑化する電気通信事業分野における競争状況を正確に把握し、政策に反映していくため、平成15年度から毎年度、「電気通信事業分野における競争状況の評価^{*1}」(以下「競争評価」という。)を実施している。平成26年10月に公表した「競争評価2013」においては、戦略的評価については、競争政策の展開との機動的な連携を図る観点から、①企業グループにおける連携サービスの競争環境への影響に関する分析、②地域ブロックにおける超高速ブロードバンドサービスの競争状況の分析、③固定ブロードバンド・モバイルインターネットの上流サービスの利用分析(競争評価2011からの継続)の3つのテーマを取り上げ、分析を行った。

また、定点的評価について、「競争評価2012」の市場画定の枠組みを原則として維持し、「移動系データ通信市場」、「移動系音声通信市場」、「固定系データ通信市場」、「固定系音声通信市場」、「法人向けネットワークサービス」の5つの領域について個々のサービス市場を画定して分析・評価を行った。

*1 電気通信事業分野における競争状況の評価 : http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/kyousouhyouka/

「競争評価2013」の評価結果の概要（抜粋）

〔移動系データ通信市場〕

- ・移動系データ通信市場における市場支配力に関しては、首位のNTTドコモの契約数シェアは高く、同社が単独で市場支配力を行使し得る地位にあると考えられる。ただし、NTTドコモは引き続きシェアを低下させており、その結果として2位・3位の事業者とのシェアの差は縮小傾向にあり、同社の市場支配力を行使し得る地位は低下している。
- ・2013年度末時点における3グループの移動系データ通信市場におけるシェアは100%であり、また市場集中度（HHI）が3,461と高い水準にあることから、複数事業者が協調して市場支配力を行使し得る地位にあると考えられる。
- ・市場競争をめぐる上位MNO3社の関係や、第二種指定電気通信設備に係る規制措置等に鑑みれば、NTTドコモが単独で、又は複数事業者が協調して市場支配力を実際に行使する可能性は低い。

「競争評価2014」においては、平成26年12月に「電気通信事業分野における競争状況の評価に関する実施細目2014」を決定・公表し、戦略的評価については、競争政策の展開との機動的な連携を図る観点から、①固定系超高速ブロードバンドに関する事業者間連携サービスの競争環境への影響に関する分析、②移動系通信に関する新たな料金施策の競争環境への影響に関する分析の2つのテーマを取り上げることとしている。また、定点的評価におけるサービス市場の画定について、「データ通信」、「音声通信」、「法人向けネットワーク」の3領域と、「競争評価2013」で市場として設定した「移動系データ通信市場」、「移動系音声市場」等の9つの市場画定を維持しつつ、需要の代替性等を踏まえ、固定系ブロードバンド市場の部分市場として新たに固定系超高速ブロードバンド市場を位置づけることとした。

なお、競争評価については、前述の情報通信審議会答申において、「市場支配力の有無等を中心に分析・評価してきた競争評価と非対称規制を中心に運用してきた公正競争レビュー制度を更に充実・発展させ、競争政策のみならず、料金政策等も含め市場動向を分析・検証する新たなツールとして位置付けることが適当」とされており、この方針を踏まえ、今後は新たな市場分析・検証の仕組みを設けた上で、その結果を法令・ガイドライン等に反映させることとしている。

オ 無料公衆無線LAN環境の整備促進

スマートフォンやタブレット等の無線LANを搭載した携帯端末の普及を背景として、無線LANを利用する機会が増えてきており、無線LANは、家庭、オフィス及び公衆スポットにおける快適なワイヤレスブロードバンド環境の実現のために必要不可欠な存在となっている。

総務省では、平成24年3月から「無線LANビジネス研究会^{*2}」において、無線LANに関する現状を整理するとともに、その安心安全な利用や普及に関する課題の抽出・整理を行い、平成24年7月に報告書を取りまとめた。

同報告書における提言を踏まえ、無線LANを巡る諸課題について、事業者間等での意見・情報交換を通じて連携・協調する場として、平成25年1月に「無線LANビジネス推進連絡会^{*3}」が発足し、平成25年9月には同連絡会において、岩手県釜石市で大規模震災を想定した公衆無線LANの無料開放にかかる実証実験を行った。本実証実験の成果は平成26年5月に「大規模災害発生時における公衆無線LANの無料開放に関するガイドライン」として取りまとめられ、平成27年2月に公表された同ガイドラインの第2版では、平成26年8月豪雨による広島市の土砂災害の経験を踏まえ、災害用統一SSIDの開放契機に自治体からの要請を追加したほか、災害初動期の周知方法を具体化するなど、より実践に即した内容に改訂された。また、多種多様なサービスが存在し、今後更なる事業者の参入が想定される公衆無線LANサービスについて、総務省は、サービスの事業運営に際し留意すべき事項等を定めた「無線LANビジネスガイドライン」を策定し、平成25年6月に公表した。

さらに、総務省では、先述（第3章第2節「政策フォーカス：ふるさとテレワークの推進」参照）の「地方のポテンシャルを引き出すテレワークやWi-Fi等の活用に関する研究会」において、公衆無線LAN（Wi-Fi）環境整備に取り組む自治体への支援のあり方等について検討を行い、平成27年5月に、報告書を公表した（[図表8-2-1-2](#)）。

*2 無線LANビジネス研究会：http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/lan/index.html

*3 無線LANビジネス推進連絡会：http://www.wlan-business.org/

また、総務省では、一般財団法人全国地域情報化推進協会（APPLIC）*4 自治体 Wi-Fi 普及促進 WG と連携し、自治体における Wi-Fi の導入や運用、利活用を促進することを目的に、それらの具体的な検討事項や手順等をまとめた「自治体業務における Wi-Fi 利活用ガイドブック」を作成した。

あわせて、総務省では、自治体及び第三セクターを対象に「観光・防災 Wi-Fi ステーション整備事業」を平成 26 年度補正予算及び平成 27 年当初予算で実施しており、観光や防災等の観点から、地域活性化に寄与する公衆無線 LAN 環境の整備を促進している。

図表 8-2-1-2 「地方のポテンシャルを引き出すテレワークや Wi-Fi 等の活用に関する研究会」報告書の概要（Wi-Fi 部分）

Wi-Fi は社会基盤へと進化

- Wi-Fi は、免許不要、世界共通標準、高速広帯域、スポットカバー等の使いやすい特徴があり、光ファイバーや携帯電話等のブロードバンド網と補完的な役割を果たす重要なインフラ。
- 従来の携帯電話のオフロード対策から、観光・防災・街づくり等に不可欠な社会基盤へと進化。
- Wi-Fi を通じて情報流通が活発化。地域のポテンシャルを引き出し、交流人口の増加や地域経済の活性化に寄与。
▷ Wi-Fi 環境整備の経済効果は、訪日外国人が 146 万人増、旅行消費額が 2,102 億円増と推計され、それぞれ約 1 割のインバウンド増に相当。
 Wi-Fi の先進事例である福岡市を対象とした便益 / 費用は、約 1.4 と推計（平成 24～26 年度の 3 年間の合計）。

しかし、公共施設を中心に整備が遅れ

- 空港・コンビニ等では Wi-Fi 環境整備が進む一方、公共施設等における整備が遅れている状況。
▷ 主な整備状況：空港 86%、コンビニ 74%、観光案内所 72%、主要駅（乗降客数 3 万人 / 日以上）32%、バス 4%、自然公園（国立・国定公園）26%、都市公園 6%、博物館 11%、国指定文化財（国宝・重要文化財・史跡・名勝・世界遺産等）13%、避難所 1%
- 外国人の動線を踏まえた観光拠点等に、Wi-Fi 環境を全国的に重点整備していくには約 311 億円が必要。
▷ 公共的な観光拠点及び防災拠点のうち、費用対効果を踏まえた重点整備箇所全てに整備を実施した場合の整備費用は約 311 億円と推計

2020 年までに全国整備の完了が必要

- 2020 年の東京五輪に向け、全国整備を確実に完了させるための取組を強化。
 - ① Wi-Fi 環境整備に取り組む自治体を積極支援。自治体向けの Wi-Fi 環境整備のマニュアル整備や自治体の負担軽減に資するローコストモデルの推進を行うとともに、条件不利地域における公的支援の抜本強化を検討。
 - ② 東京五輪に向けて、観光や防災の情報配信における Wi-Fi とデジタルサイネージ等の相互連携を推進。
 - ③ 訪日外国人の利便性を高めるため、地域や事業者を超えた Wi-Fi の認証連携を早期に実現。
 - ④ Wi-Fi スポットを表示したウェブサイトの充実等、訪日外国人への効果的・統一的な周知広報を展開。
（注：①～④は、観光庁・総務省による「無料公衆無線 LAN 推進協議会」において推進）

今後、総務省では、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を見据えて、観光立国の推進に資するために、外国人旅行者にとって特に要望の高い無料公衆無線 LAN 環境について、整備の促進や利便性の向上等に取り組んでいくこととしている。

総務省は平成 26 年 6 月、訪日外国人が我が国の世界最高水準の ICT を「サクサク」利用できるよう、選べて（Selectable）、使いやすく（Accessible）、高品質な（Quality）、ICT 利用環境を実現することを目指し、無料 Wi-Fi の整備促進と利用円滑化を含むアクションプランとして、「SAQ²（サクサク）JAPAN Project」を取りまとめた。

また、同年 8 月には、訪日外国人旅行者向けの無料公衆無線 LAN の整備促進に取り組むため、総務省は、観光庁と連携して「無料公衆無線 LAN 整備促進協議会」を設置した。同協議会は、公共交通、宿泊・商業施設、通信事業者、自治体等関連する幅広い分野の団体・企業から構成されており、無料公衆無線 LAN 環境の更なる整備促進、利用できる場所の周知・広報、利用手続きの簡素化等を検討している。

2 IPアドレス・ドメイン名の管理

インターネット上の住所に相当する IP アドレスは、IANA（Internet Assigned Numbers Authority）により、世界 5 地域に設けられた地域インターネットレジストリに分配されており、アジア太平洋地域については、APNIC（Asia Pacific Network Information Centre）が管理を行っている。インターネットにおいて主に利用されている IPv4 アドレスについては、平成 23 年 2 月に IANA の世界共通在庫が、同年 4 月に APNIC 及び我が国の IP アドレスを管理する JPNIC（Japan Network Information Center）の在庫が枯渇した。これを受け、我が国の通信事業者等においては、IPv4 の後継規格である IPv6 の早期導入がこれまで以上に重要となっており、IPv6 インターネット接続サービスの提供が本格化している。

こうした状況を踏まえ、総務省では、「IPv6 によるインターネットの利用高度化に関する研究会*5」において、

*4 一般財団法人全国地域情報化推進協会（APPLIC）：<http://www.applc.or.jp/>

*5 IPv6 によるインターネットの利用高度化に関する研究会：

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/policyreports/chousa/ipv6_internet/index.html

IPv6対応に係る現状の課題とその対応策について検討を行い、平成23年12月に取りまとめた「第三次報告書^{*6}」において指摘された諸課題の進捗状況の検証等を行い、平成24年7月に「第三次報告書プログレスレポート^{*7}」、平成25年7月に「第二次プログレスレポート^{*8}」を取りまとめ、公表した。

このほか、IPv4アドレスの共同利用環境やIPv4/IPv6の共存環境における情報セキュリティ対策等の確立に向けた実証実験や、企業や地方自治体等のIPv6システム調達に係るセミナーの実施等、IPv6対応の推進に向けた活動を行っている。

他方、我が国では、国民の大半がインターネットを利用し、その利用形態も多岐に及んでおり、我が国社会経済の重要なインフラとなっているため、インターネットの利用を行う上での基盤であるドメイン名の管理運営の在り方が非常に重要なものとなっている。

こうした状況を踏まえ、(1) 国別トップレベルドメイン名の公共性に鑑み、その管理運営において求められる信頼性・透明性等とその確保の在り方、(2) (1) 以外の一般的なドメイン名の管理運営において求められる信頼性・透明性等とその確保の在り方、(3) その他必要と考えられる事項に関して、総務省は、「ドメイン名に関する情報通信政策の在り方」について情報通信審議会に諮問し、平成26年12月に答申を得た(図表8-2-1-3)。この情報通信審議会答申を踏まえ、総務省はドメイン名の名前解決サービスに関する信頼性等を確保するために、平成27年4月、電気通信事業法等の一部を改正する法律案を国会に提出し、同年5月に成立した。

図表8-2-1-3 「ドメイン名に関する情報通信政策の在り方」答申の概要

1 DNSサーバーの管理・運営における信頼性の確保について

- ①利害関係者や民間主導による「目標・基準」の設定、②国とJPRSとの「契約」、③「法律」による規律、の3つの方法の比較検討の結果、セーフティネットを担保する手段として、国の関与の範囲が明らかとなる「法律」による規律には一定のメリットがある。
- このため、民間主導が原則であること、国際ルールに配慮されたものであることの2点が守られる場合、法律による規律は選択肢の1つとなりうる。
- 法律による規律を想定した場合、できる限り機動的な変更が可能となる自主基準とすることが適当、また規律の対象範囲は、社会経済活動への影響等を勘案しつつ、必要最小限とすることが必要。

2 DNSサーバーの管理・運営における透明性の確保について

「.jp」の高い公共性に鑑み、JPRSは経営の実態等を示す財務情報などの開示の充実を行うことが適当。企業経営の実態の情報のみならず、経営の予見可能性が確保されるという観点から上場企業並の有価証券報告書等の開示が必要。(現在は会社法に基づく非上場企業への規律に従い貸借対照表の要旨を公開。)

3 「.jp」の管理・運営において必要な信頼性、透明性の基準を議論するための会議の設置

JPRSが自主基準を作成する際には、利害関係者が幅広く参加する会議で集約された意見を尊重することが望ましい。このような会議を設ける際は、多様な意見に配慮しながらも、迅速な意見集約が可能となる体制が求められる。

3 国が提供する相談ダイヤルへの3桁番号の付与

国においては、行政手続に関する問い合わせや日常生活を取り巻く様々な問題に対する国民からの問い合わせ等に対応し、安心・安全な国民生活を実現するため、各種の電話相談窓口(相談ダイヤル)を設けている。その多くは、0570で始まる10桁の電話番号を利用しており、相談ダイヤルの利用促進と国民の利便向上を図るため、桁数が短くダイヤルが簡単な3桁番号(1XY番号(X及びYは0~9の数字))を利用したいという要望が寄せられた。

一方、1XY番号は、総数が100個に限られる希少な番号資源であるため、緊急通報番号に代表される「緊急性、公共性、安全性の観点から重要な用途」等を優先して使用してきた。

総務省は、安心・安全な国民生活の実現に大きな役割を果たしている国の相談ダイヤルの重要性並びに国民利便の向上と1XY番号の有効利用の観点から、平成26年8月、情報通信審議会に「国が提供する相談ダイヤルへの3桁番号利用の在り方」について諮問し、平成26年12月に答申^{*9}を受けた。本答申においては、1XY番号の付与に関する基本方針(①緊急通報までの緊急性は無い場合であっても事件・事故を未然に防ぐためのものであること、②国民が日常生活を円滑に営む上での権利侵害を解決するためのもの等)や優先的に使用する1XY番号の整理等がなされている。

*6 「IPv6によるインターネットの利用高度化に関する研究会 第三次報告書」及び「環境クラウドサービスの構築・運用ガイドライン」：
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/policyreports/chousa/ipv6_internet/01kiban04_02000029.html

*7 「IPv6によるインターネットの利用高度化に関する研究会 第三次報告書プログレスレポート」：
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban04_02000040.html

*8 IPv6によるインターネットの利用高度化に関する研究会「第二次プログレスレポート」：
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban04_13000001.html

*9 国が提供する相談ダイヤルへの3桁番号利用の在り方—情報通信審議会からの答申—：
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban06_02000040.html

本答申を踏まえ、平成27年3月、消費者庁の「消費者ホットライン」の電話番号に「188」、及び厚生労働省の「児童相談所全国共通ダイヤル」の電話番号に「189」を付与するための制度改正を行うとともに、各電気通信事業者の1XY番号の利用実態を調査し、利用指針^{*10}（1XY番号の用途設定）を現行化の上、公表した。

「消費者ホットライン」及び「児童相談所全国共通ダイヤル」については、平成27年7月から3桁番号の利用が開始される予定であり、両ダイヤルの利用促進と国民利便の向上が期待される。

4 電気通信インフラの安全・信頼性の確保

総務省は、ネットワークやサービスの多様化・高度化の進展により、多様化・複雑化してきた電気通信事故の防止の在り方として、①事故の事前防止、②事故発生時の対応、③事故報告制度、④事故報告後のフォローアップの在り方を検討し、事故発生に係る各段階で必要な措置が適切に確保される環境を整備することにより、電気通信事故の防止を図るため、平成25年4月から「多様化・複雑化する電気通信事故の防止の在り方に関する検討会^{*11}」を開催し、同年10月に報告書を取りまとめた。

報告書では、ネットワークは事業者ごとに異なる特性があるため、それを熟知する事業者の自主的な取組（PDCAサイクル）による事故防止を基本として、そうした事業者の自主的な取組が適切に確保・促進される環境を整備するため、①管理規程の記載事項の見直し等による事故防止の具体的取組の確保、②安全統括管理者（経営レベル）の選任義務の導入、③電気通信主任技術者（現場レベル）の職務範囲の明確化や講習制度の導入、④事後的な改善措置命令、⑤事故報告基準等の見直し、⑥事故報告内容の第三者検証、⑦回線非設置事業者（有料・一定規模以上等）にも事故防止の規律を適用、といった7点が提言されている。この報告書を受けて、総務省は、事故防止の規律を整備するため、電気通信事業法の改正案を平成26年の通常国会に提出し、同年6月に成立した。

総務省は、同法の改正を受けて、技術基準等の適用対象となる電気通信事業者の範囲の拡大、管理規程の記載事項の追加、電気通信設備統括管理者の選任要件及び電気通信役務ごとの事故報告基準等について、関係省令を改正した。

また、回線非設置事業者（有料・一定規模以上）が技術基準適合維持義務の適用対象となったこと等を踏まえ、平成26年7月から情報通信審議会情報通信技術分科会IPネットワーク設備委員会が開催され、電気通信事業者等のネットワークの安全・信頼性対策に関するガイドラインである「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」の総合的な見直しが行われた。総務省は、平成27年1月の情報通信審議会からの一部答申（図表8-2-1-4）を受け、当該基準を改正した。

図表8-2-1-4 「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」に関する情報通信審議会からの一部答申

- 国民生活に重要な役割を果たすサービスを提供する回線非設置事業者が参照すべき基準の選定や、管理規程との整合性確保等の観点で検討を実施。
- 国民生活に重要な役割を果たすサービスを提供する回線非設置事業者に対応する新区分として、「特定回線非設置事業用ネットワーク」を新たに設定。
- 新区分に該当する事業者として、今後、MVNO事業者（回線非設置事業者）が該当することを想定し、「有料で一定規模以上の利用者に対してサービスを提供する回線非設置事業者（音声役務、データ伝送役務いずれの場合も含む）」と定義。

	事業法第41条第1項に規定する事業用電気通信設備（電気通信回線設備事業用ネットワーク）	事業法第41条第2項及び第3項に規定する事業用電気通信設備（特定回線非設置事業用ネットワーク）	左記以外の電気通信事業用設備（その他の電気通信事業用ネットワーク）	自営情報通信ネットワーク	ユーザネットワーク
① 強制基準	事業用電気通信設備規則	電気通信事業用の設備について、予備機器の設置、故障検出、異常ふくそう対策、耐震対策、停電対策、防火対策等の技術基準を規定。			
② ガイドライン	情報通信ネットワーク安全・信頼性基準	①に加え、ソフトウェア対策、情報セキュリティ対策、設計・施工・運用等における管理等を詳細に規定。	電気通信事業法の技術基準の対象とならない電気通信事業者のネットワーク、自営情報通信ネットワーク、ユーザネットワークについて、予備機器の設置、故障検出、異常ふくそう対策、耐震対策、停電対策、防火対策等を詳細に規定。 また、ソフトウェア対策、情報セキュリティ対策、設計・施工・運用等における管理等も規定。		

*10 3桁番号利用指針：http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/top/tel_number/1xy_riyou_shishin.html

*11 多様化・複雑化する電気通信事故の防止の在り方に関する検討会：
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/tsushin_jiko_boushi/index.html

また、内閣府規制改革会議において、0AB-J IP電話（電話番号として03や06等の市外局番を用いるIP電話）の品質要件の見直しが検討課題として取り上げられ、平成25年6月の同会議答申において、「0AB-J IP電話の品質要件の見直しにつき、安定品質要件の要否を含め検討を行い、結論を得る」こととされた。

これを踏まえ、総務省は、同年12月から「0AB-J IP電話の品質要件の在り方に関する研究会^{*12}」を開催し、①0AB-J IP電話に対して利用者が求める要件、②最新の技術動向等を踏まえた、利用者視点での品質要件の検討、③安定品質の要件具体化等の最新の技術動向や利用者ニーズを踏まえた0AB-J IP電話の品質要件の在り方について検討を行い、平成26年12月に報告書を取りまとめた。総務省は、同研究会における0AB-J IP電話の品質の測定方法の共通化に関する提言を踏まえ、通信品質の測定条件を定める告示を改正することとした。

2 電気通信サービスに関する消費者行政

2020年代の世界最高水準のICT社会の実現のためには、世界最高レベルの通信インフラの整備が必要であり、そのためには料金低廉化・サービス多様化のための競争環境の整備のみならず、それと車の両輪をなす安心・安全な利用環境の観点からも、直面する課題への対応とともに、2020年代を見据えた検討が必要である。

このような観点から、消費者保護ルールの充実等直面する課題への対応を中心に、中長期的な制度的対応も要すると見込まれる課題への対応について検討することを目的として、総務省は、平成26年2月から「ICTサービス安心・安全研究会」を開催し、①消費者保護ルールの見直し・充実、②ICTによる2020年代創造のための青少年保護・育成の在り方、③ICTサービスの進展に応じた課題への対応（サービスの料金その他の提供条件の在り方等）等について検討を行っている。検討の結果として、②については、同年7月に「青少年インターネットセッション議長レポート」が示されるとともに、①及び③については、同年12月に、事業法等の関連法令の改正や通信事業者によるSIMロック解除の推進等の提言を内容とする報告書を取りまとめたところであり、引き続き、ICTサービスの安心・安全な利用環境に向けた検討を行っているところである。

1 電気通信サービスの販売・勧誘活動の適正化等

ア 消費者保護ルールの見直し・充実

上述のICTサービス安心・安全研究会報告書では、電気通信サービスについて、適合性の原則を踏まえた説明や書面交付義務の制度化、重要事項に係る不実告知等の禁止、初期契約解除制度の導入（店舗販売における端末等の物品は対象外。対象となるサービスは引き続き検討）、再勧誘の禁止、代理店監督の制度化等の提言がなされた。この提言等を受け、総務省は、「電気通信事業法等の一部を改正する法律案」を第189回国会に提出した。同法案は2015年5月に成立、公布されており、総務省は施行に向けた準備を進めている。

また、同研究会では、一般社団法人電気通信事業者協会から、①携帯電話サービスに係る試用サービスの実施を検討、②期間拘束・自動更新付契約について、更新月の延長と、更新月が近づいた時点で利用者にデフォルトでのプッシュ型の通知を行う方向で検討、③電気通信サービスに係る苦情・相談を業界として窓口で受け付けて分析する体制を整備し、苦情・相談件数の減少に向けた取組を進めていく方向で検討との表明があったほか、代理店各社から、業界団体を発足させ、苦情・相談件数の縮減につなげる活動を実施するとの表明がなされた。総務省は、このような取組について、同研究会等の場で進捗の確認や課題に対する意見交換などを行い、フォローアップを実施しており、平成26年12月には、代理店の業界団体として一般社団法人全国携帯電話販売代理店協会が設立され、平成27年4月には、一般社団法人電気通信事業者協会が、苦情・相談を受け付ける「電気通信事業者協会相談窓口」を設置した（電話番号：03-4555-4124（ヨイツウシン））。また、主要携帯電話事業者においては、試用サービスを導入済又は導入予定であるほか、期間拘束・自動更新付契約に係る更新月の延長と、更新月が近づいた時点でデフォルトでプッシュ型の通知を実施することとなっている。

さらに、期間拘束・自動更新付契約については、平成27年4月、同研究会の下に「利用者視点からのサービス検証タスクフォース」を設置し、その在り方についての検討を行っている。

イ 光回線サービス等の卸売を利用したサービスに係る取組

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社による光アクセス回線等の卸売の開始（2015年2月）

*12 0AB-J IP電話の品質要件の在り方に関する研究会：http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/0abj_ip/index.html

に先立ち、総務省は、「NTT東西のFTTHアクセスサービス等の卸電気通信役務に係る電気通信事業法の適用に関するガイドライン（案）」を作成し（パブリックコメント手続を経て、2015年2月に確定）（本節第1項〔ウ参照）、電気通信関連の業界4団体で構成される電気通信サービス向上推進協議会は、「電気通信事業者の営業活動に関する自主基準」の改定を行った（改定後の名称：「電気通信事業者の営業活動に関する自主基準及びガイドライン」）。同月に、総務省は、関連の業界団体に対し、光アクセス回線サービス等の卸売を受けたサービスの提供に際して、これらのガイドラインや自主基準等を遵守することや、契約時に利用者の意思確認を徹底すること等を要請している。

2 通信速度の広告表示等の取組

総務省では、スマートフォン等の急速な普及に伴い、ベストエフォートの通信速度と実効速度の乖離が大きい等の通信速度等のサービス品質に関する苦情の増加を受け、利用者が適切なサービス選択を行えるよう適正な表示が必要なことから、通信速度の計測・表示に関して、平成25年11月から「インターネットのサービス品質計測等の在り方に関する研究会^{*13}」を開催し、平成26年4月に第一次報告書を取りまとめた。本報告書では、通信事業者共通の統一的な計測項目・条件、事業者中立性が確保される実施プロセス、実証実験で検証すべき事項に加え、計測結果の公表及び広告等の利用者への情報提供手法の方向性について提言を行っている。こうした提言を踏まえ、総務省は、報告書に基づく実証実験を平成26年度に実施しており、この結果等を踏まえ、同年7月を目的に、通信事業者が実運用するための計測手法及び広告への適用方針に関するガイドラインを取りまとめる予定である。また、通信事業者により本手法に基づく実効速度の分かりやすい情報提供が行われるよう、電気通信サービス向上推進協議会において「電気通信サービスの広告表示に関する自主基準及びガイドライン」の改定等が行われるよう取組を促進している。

また、人口カバーエリアの表示に関して、同協議会において、より利用者の実感になじむ算出方法への統一化に向けたルール策定の検討が進められ、平成26年6月に電気通信サービスの広告表示に関する自主基準及びガイドラインの改定が行われている。

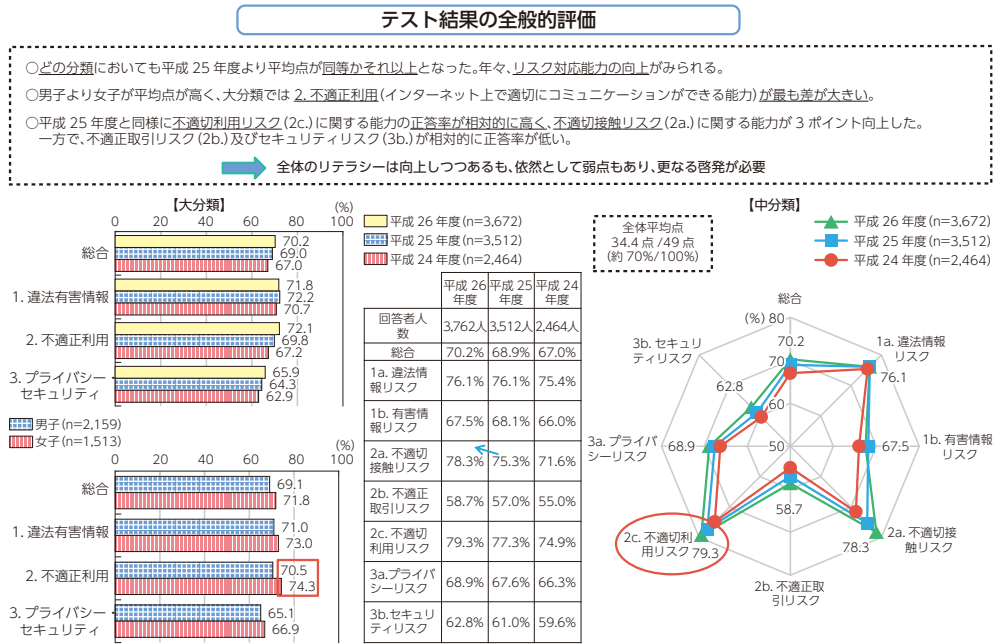
3 青少年の利用環境整備

総務省は、グローバル規模での青少年のインターネット利用が進展する中、国際的な動向との調整を図りつつ、青少年に求められるインターネット・リテラシーを的確に把握できるよう、有識者の意見などを踏まえ「青少年がインターネットを安全に安心して活用するためのリテラシー指標（ILAS：Internet Literacy Assessment indicator for Students）」を開発し、そのテストを国内の高等学校1年生相当（約3,700名）を対象に平成26年6月から7月にかけて行い、同年9月にその実施結果を公表した（図表8-2-2-1）。

同指標は、インターネット・リテラシーの中でも、特に、インターネット上の危険・脅威への対応能力やモラルに配慮しつつ、的確な情報を判断するために必要な能力に重点をおいた指標となっている。同年9月の公表結果では、全ての分類において25年度より平均点が同等かそれ以上となり、全体的にリスク対応能力の向上が見られる一方で、25年度と同様に不適切利用リスクに関する能力が相対的に高いのに対し、不適正取引リスク及びセキュリティリスクに関する能力が相対的に低いという結果になっており、引き続き重点的な啓発が必要とされている。

*13 インターネットのサービス品質計測等の在り方に関する研究会：
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/speed_measurement/index.html

図表 8-2-2-1 ILASの実施結果の概要



また、青少年へのスマートフォンの著しい普及に鑑み、従来の携帯電話とは異なるセキュリティ実態等を踏まえ、青少年自身のリテラシー向上に加え、保護者や教職員などのリテラシーの向上の重要性が高まっている。

特に保護者からは、スマートフォンを青少年が安心・安全に利用するために青少年や保護者等が把握しておくべき情報(スマートフォンの特徴、スマートフォン上のサービスの特徴、事業者が提供する安心・安全サービスの概要等)が不足しており、どのように対応すればよいか分からないという声がPTAや消費者団体等を中心に寄せられている。また、地方における情報不足は顕著であり、必要な情報を地方にも展開をして欲しいという要望が関係者から寄せられており、今後とも青少年に対するスマートフォン利用が見込まれることから早急な対応が求められている。

こうした状況に対処するため、各総合通信局及び沖縄総合通信事務所が中心となり、地域における青少年及び保護者・教員等に対して、各地域で活動する関係者(自治体、PTA、消費者団体、学校関係者、有識者、事業者、NPO等)が幅広く連携し、リテラシー向上のための普及啓発活動を実施することができる体制整備を進めるため、地域の関係者が一体となった推進体制の構築や勉強会の開催など総合的な周知啓発活動を展開している。

具体的には、スマートフォンの特性やサービス構造、プライバシーに関する情報、セキュリティ対策、フィルタリングなどの情報を盛り込んだ周知啓発資料やDVD教材、ソーシャルメディアに関するガイドラインづくりを支援するための素材等を関係団体と連携して作成し、ウェブサイトを通じて配布を行うなど周知啓発活動に幅広く活用している。また、特にスマートフォンの普及が著しい高校生や保護者に対して啓発イベントを開催するほか、地域での研修会など草の根レベルでの啓発活動についても幅広く取り組んでいる。インターネットリテラシーの向上についても、総務省は平成26年10月、各地の学校や自治体、企業、NPO等によるインターネットリテラシー等向上のための活動事例を「インターネットリテラシー・マナー等事例集」として公表した。

また、青少年が初めてスマートフォン、タブレット等を手にする春の進学時・新学期を捉え、「春のあんしんネット・新学期一斉行動」と称して、青少年及びその保護者に対して、スマホのリスクや必要な対応についての情報が伝わるよう、関係府省、安心ネットづくり促進協議会などの関係団体及び関係事業者が連携して、スマートフォンやソーシャルメディア等の安心利用について、集中的な啓発活動を展開している(図表8-2-2-2)。

図表8-2-2-2 スマートフォンやソーシャルメディア等の安心利用についての啓発活動



街頭等での啓発活動

入学説明会における啓発活動



マツダスタジアムでの周知活動



安心ネットづくり促進協議会の一斉行動ポスター

4 個人情報・利用者情報等の取扱い

ア スマートフォン時代の利用者情報の取扱い

スマートフォンに蓄積される様々な利用者情報については、アプリケーション（以下「アプリ」という。）等が様々な形で収集・利用しており、収集した情報が第三者へ提供されている場合もある一方、利用者にとっては、どのような情報が収集され、また利用されているのかが分かりにくいといった不安や懸念が生じている。

このような中、総務省は、平成24年8月、個人情報及びプライバシーを保護しつつアプリ提供者等がスマートフォンにおける利用者情報を適切に取り扱うための具体的な指針を定める「スマートフォン プライバシーイニシアティブ」（以下「SPI」という。）を公表した。SPIでは、スマートフォン・プライバシーに関する包括的な対策として、6つの項目^{*14}からなる基本原則が示されるとともに、スマートフォンから利用者情報を取得しようとするアプリ提供者等は、アプリごとに取得情報や利用目的といった8項目^{*15}の事項を明記するプライバシーポリシー等をあらかじめ作成し、利用者が容易に参照できる場所に掲示等を行うこととされた。

また、総務省は、平成25年9月、アプリ等における利用者情報の適正な取扱いの実効性を確保するため、運用面・技術面から第三者が当該アプリを検証する仕組み（以下「第三者検証」という。）を民間主導で整備していくことが望ましい旨の提言を「スマートフォン プライバシー イニシアティブII」（以下「SPI II」という。）（「スマートフォン安心安全強化戦略」第I部）にて公表した。

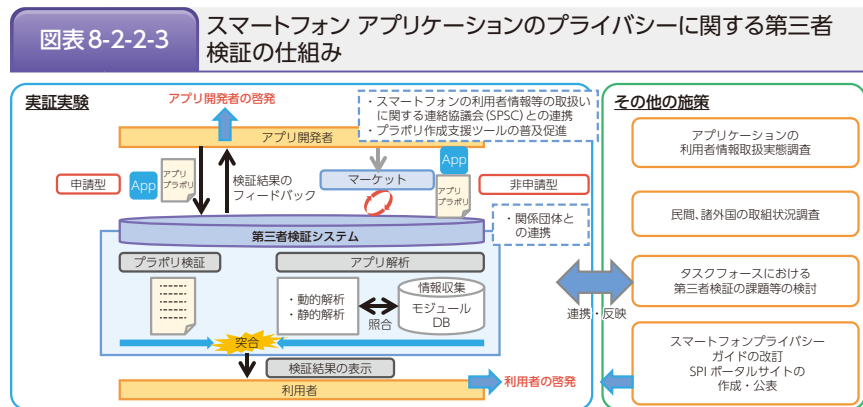
SPI IIを踏まえ、総務省は平成25年12月、プライバシーポリシーの普及と第三者検証を推進するにあたっての諸課題について検討し、プライバシーポリシーの普及並びに民間における検証サービスの提供と利用者による当該サービスの活用を促進することを目的として、「スマートフォン アプリケーション プライバシーポリシー普及・検証推進タスクフォース」を設置した。同タスクフォースでは、アプリにおけるプライバシーポリシーの作成・掲載状況等の調査及び第三者検証の実施に向けて必要な技術的課題等について検討を行っており、平成25年度以降、「スマートフォン プライバシー アウトルック」（SPO）として結果を公表している。平成26年度においては、作成・掲載状況等を引き続き調査するとともに、第三者検証システム（図表8-2-2-3）の構築に向けた実証実験を実施し、その結果を「スマートフォン プライバシー アウトルック II」（SPO II）として平成27

*14 ①透明性の確保、②利用者関与の機会の確保、③適正な手段による取得の確保、④適切な安全管理措置、⑤苦情・相談への対応体制の確保、⑥プライバシー・バイ・デザイン

*15 ①情報を収集するアプリケーション提供者等の氏名又は名称、②取得される情報の項目、③取得方法、④利用目的の特定・明示、⑤通知・公表又は同意取得の公表、⑥外部送信・第三者提供・情報収集モジュールの有無、⑦問合せ窓口、⑧プライバシーポリシーの変更を行う場合の手続き

年4月に公表した。実証実験では、64アプリのうち、プライバシーポリシーに外部送信に関する記載がないにもかかわらず、利用者情報（多くは位置情報）が外部に送信される不適正なアプリが9アプリ（約14パーセント）検出された。

総務省としては、これらの結果から、「スマートフォンの利用者情報等に関する連絡協議会」(SPSC)等を通じて事業者に対してプライバシーポリシーの正確な記載を一層求めていくとともに、利用者に対しても、自らのプライバシーを守る第一歩として、アプリを利用する際にはプライバシーポリシーの記載内容等を確認するよう周知・啓発を図っていく方針である。



イ 位置情報のビジネス利用を含めた社会的利活用における取扱い

ICTの普及・発展に伴い、多種多様な個人に関する情報（パーソナルデータ）を含む大量の情報が、容易に収集・蓄積され、また、これが流通・分析されることで社会に新たな付加価値を生み出す時代を迎えている。とりわけ、電気通信事業者が取得する位置情報については、その適切な利活用により、防災・減災や街づくり、観光地・商店街の活性化等様々な社会的効果が期待されるとともに、利用者に向けた様々な有用なサービスの展開が期待されるなど、パーソナルデータとしての利活用が高く期待されている。

その一方、位置情報はプライバシー性が高いことから、パーソナルデータとして利活用するためには、その取扱いについて利用環境を整備する必要がある。このため、総務省では、平成25年11月以降、「緊急時等における位置情報の取扱いに関する検討会」において、通信の秘密や個人情報、プライバシーを適切に保護しつつ、ビジネス利用も含めたその社会的利活用を促進するための所要の整理を行い、平成26年7月に「位置情報プライバシーレポート」として公表した。同レポートにおいては、①電気通信事業者は提供サービスにおいて位置情報を取得・利用・第三者提供する際には個別かつ明確に利用者の同意を得る必要があること、②通信の秘密に該当しない位置情報についてその時点での技術水準では再特定化・再識別化が不可能又は極めて困難と言える程度に加工（「十分な匿名化」）された場合には利用者の同意なく利用・第三者提供が可能であること、③通信の秘密に係る位置情報を「十分な匿名化」をした上で利用・第三者提供することについて所定の要件を満たしていれば契約約款等に基づく事前の同意であっても有効な同意といえることができること、④利用者に対し位置情報の取扱いに関する分かりやすい説明・表示等に取り組むことにより位置情報の適切な利活用を行っていくことが望ましいこと等を提示している。

ウ ICTサービスにおける個人情報・利用者情報等の取扱い

近年、ICTを活用した新たなサービスの登場や新技術を活用した情報の流通などにより、個人情報保護、通信の秘密等の観点から、新たな課題が生じている。

このような問題に対応するため、総務省は、個人に関する情報や通信の秘密の保護の対象とされる情報などICTサービスにおける個人情報・利用者情報等の情報の取扱いの在り方について、最近の動向を踏まえ、専門的な観点から検討するため、上述のICTサービス安心・安全研究会の下に「個人情報・利用者情報等の取扱いに関するWG」（以下「WG」という。）を設置し、平成27年1月より検討を開始した。

まず、WGでは、「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）の見直しに関し、個人情報の適正な取扱いの徹底、通信履歴の保存や捜査におけるGPS位置情報の取得といった課題について検討を行った。平成27年6月、WGではこれらの検討結果を取りまとめた報告書を公表し、これを踏まえ、総務省ではガイドラインの改正を行った。

また、最近では、インターネットが普及したことで、誰でも気軽に情報を発信・受信することが可能になったが、一方で、個人のプライバシー侵害等の情報が拡散した場合、被害をより深刻化させるという側面も持っている。そのため、WGでは、インターネット上の個人情報・利用者情報等の取扱いの在り方についても検討を行っている。